

助成金申請書類作成の手引き (「わ」ナンバー以外)

令和6年度
シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業

〈令和6年度 申請受付期間〉
令和6年4月26日から令和6年12月31日まで

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	3
1 事業概要	4
1.1 目的	4
1.2 事業スキーム	4
1.3 スケジュールフロー	5
2 助成内容	7
2.1 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）	7
2.2 助成対象車両（交付要綱第 4 条参照）	8
2.3 助成対象経費（交付要綱第 5 条参照）	11
2.4 助成金額（交付要綱第 6 条参照）	12
3 交付申請	22
3.1 申請手続き（交付要綱第 7 条参照）	22
3.2 申請方法	22
3.3 申請にあたっての留意事項	23
3.4 リース契約について	24
4 使用状況報告（交付要綱第 9 条参照）	25
4.1 報告時期	25
4.2 令和 6 年度分報告書の提出方法	26
5 変更・処分	26
5.1 軽微な変更	26
5.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	27
5.3 処分の手続き	28
5.4 その他	30

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象車両を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

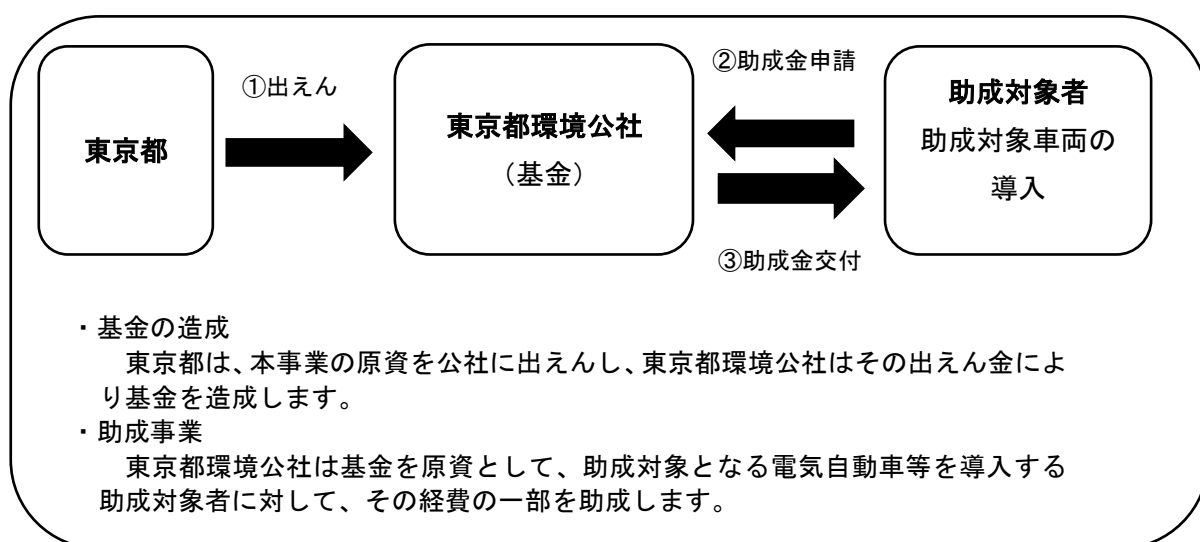
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

1.1 目的

シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内のカーシェアリング事業者、レンタカー事業者、バイクシェアリング事業者、レンタルバイク事業者が電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）及び電動バイクを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

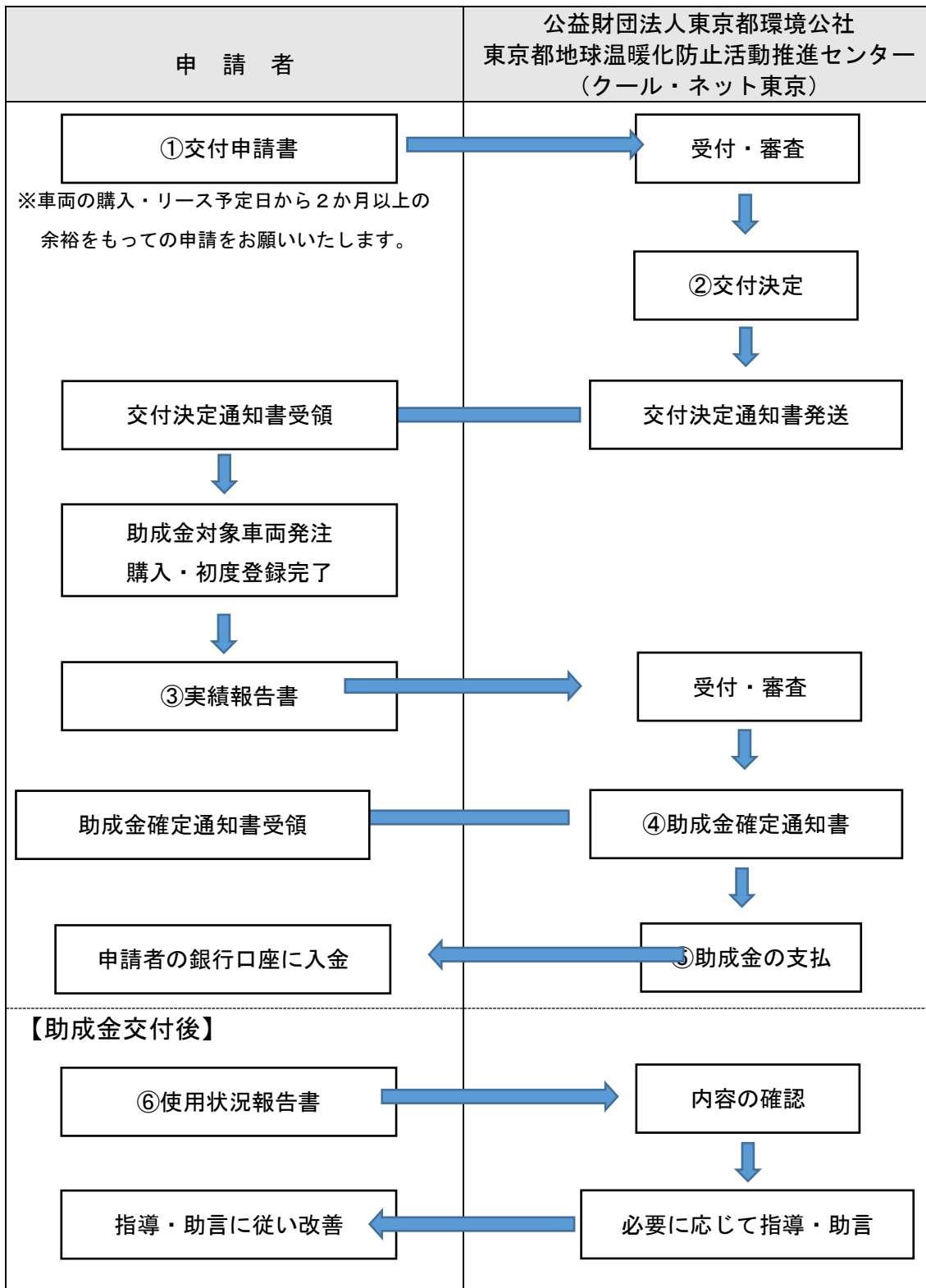
1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー

≪「わ」ナンバー以外の場合≫

→ 車両の購入発注（契約）前の事前申請となりますのでご注意ください。



- ① 申請者は、助成対象車両を発注する前に申請を行ってください。
(令和6年12月31日(火)17:00)
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ 交付決定後、助成対象車両を購入し、初度登録を完了した後、**30日以内**に実績報告書の申請を行ってください。
- ④ クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付額確定通知書を発送します。
- ⑤ クール・ネット東京は、交付額確定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。
- ⑥ 助成金を交付された申請者は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度（軽自動車及び電動バイクの場合は3か年度）にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、公社に報告してください（「4. 使用状況報告」参照）。

**※オンライン申請・郵送申請受付締切日は
令和6年12月31日(火曜日)17:00 必着です。**

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件（「わ」ナンバー以外の車両）

種別	要件（申請日時点）
① 法人	<ul style="list-style-type: none">法人設立又は支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償若しくは無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体若しくは民間企業間で共同で使用すること。助成対象となる車両を、2台以上導入すること。
② 個人事業主	<ul style="list-style-type: none">個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償若しくは無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体若しくは民間企業間で共同で使用すること。助成対象となる車両を、2台以上導入すること。
③ 区市町村	<ul style="list-style-type: none">都内の区市町村であること。平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償若しくは無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体若しくは民間企業間で共同で使用すること。助成対象となる車両を、2台以上導入すること。

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 国及び都内の区市町村でない地方公共団体
- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

(2) 助成対象者の種別及び要件（「わ」ナンバー以外の電動バイク）

種別	要件（申請日時点）
①法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人設立又は支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 登記事項証明書の事業概要に、バイクシェアリング事業もしくはレンタルバイク事業について記載があること。 ・ バイクシェアリング事業もしくはレンタルバイク事業に関する約款、要綱等が提出できること。 ・ 助成対象となる車両を、2台以上導入すること。
②個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 開業届の事業概要に、バイクシェアリング事業もしくはレンタルバイク事業について記載があること。 ・ バイクシェアリング事業もしくはレンタルバイク事業に関する約款、要綱等が提出できること。 ・ 助成対象となる車両を、2台以上導入すること。

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 国及び地方公共団体
- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

※バイクシェアリング事業の定義

道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都が認める事業。

※レンタルバイク事業の定義

道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都が認める事業。

2.2 助成対象車両（交付要綱第 4 条参照）

（「わ」ナンバー以外の車両）

- 令和 6 年 4 月 1 日から令和 13 年 2 月 21 日までに初度登録された車両であり、交付決定されていること。
- 初度登録された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補

助金」(以下「CEV 補助金」という。)の対象車両になっていること。
CEV 補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

対象車両は、以下のページよりご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

- 自動車検査証の記載について、次の表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証、軽自動車届出済証中の欄名	通常の購入の場合	リースの場合	割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合
所有者の氏名 又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名 又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義
使用の本拠の位置	都内	都内	都内

- 新車であること(中古車、新古車は対象外)。
 - 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ・助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ・助成対象者がリースで借りた自動車であること。
 - ・助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ・助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
 - 自動車販売業者が販売促進活動(展示・無料での試乗等)に使用するものでないこと。
 - 申請する車両が、申請者の自社製品や関係会社から調達した製品でないこと。
 - 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。
- ※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

ださい。

【併用できる補助金・助成金の例】

- ・ C E V 補助金
- ・ サポカー補助金
- ・ 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
- ・ 充電設備普及促進事業(事業用)

(「わ」ナンバー以外の電動バイク)

- 令和6年4月1日から令和13年2月21日までに初度登録された車両であり、交付決定されていること。
- 初度登録された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(以下「CEV 補助金」という。)の対象車両になっていること。

CEV 補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページご確認ください。

対象車両は、以下のページよりご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

- 標識交付証明書の記載について、次の表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

標識交付証明書中の欄名	通常の購入の場合	リースの場合	割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合
所有者の氏名 又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名 又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義
定置場の位置	都内	都内	都内

- 新車であること(中古車、新古車は対象外)。
- 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ・ 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した電動バイクであること。
 - ・ 助成対象者がリースで借りた電動バイクであること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売(所有権留保付ローン)で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。

- ・助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
- 自動車販売業者が販売促進活動（展示・無料での試乗等）に使用するものでないこと。
- 申請する車両が、申請者の自社製品や関係会社から調達した製品でないこと。
- 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

【併用できる補助金・助成金の例】

- ・ C E V補助金
- ・ サポカー補助金
- ・ 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

（「わ」ナンバーの車両）

助成対象経費 = 車両本体価格

※メーカーオプション、ディーラーオプション、値引き、消費税は含みません。

（「わ」ナンバー以外の電動バイク）

車両価格から、当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき基礎額として算定される額）を減じた額とします。

※ミニカー及び交換式のバッテリーなしで販売される車両については、別途、助成金額を定めます。

※助成の対象は車両のみの価格です（オプション等の諸費用は含みません。）。

※消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は助成対象経費の額とします。ただし、下表の金額を上限とします。

（1）：（「わ」ナンバー以外の車両の場合）

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車（EV）、 プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	75万円	65万円
燃料電池自動車（FCV）	200万円	190万円

① 基本助成金額

給電機能の有無により、補助額を設定します。

車両ごとの助成金基準額はクールネットHPに記載の一覧表のとおりです。

万が一、CEV 補助金(<http://www.cev-pc.or.jp/>)の対象となっており、クールネットHPに記載の一覧表に記載がない車両については、大変お手数おかけしますが、ご連絡(<https://www.tokyo-co2down.jp/form/?sid=13>)ください。

※ 給電機能：外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100 ボルト／1500 ワット）から電力を取り出せる機能

② 自動車メーカー別の上乗せ補助額

以下の自動車メーカー（自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者）が取り扱う車両については、補助額を上乗せします。（最大 10 万円）

【自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者ごとの上乗せ補助額】

自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者名	ブランド名	R5上乗せ 助成額	R6上乗せ助成額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	5万円	10万円
日産自動車株式会社	日産	10万円	10万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW, MINI、ロールス・ロイス	5万円	5万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円	5万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	5万円	/

マツダ株式会社	マツダ	5万円	5万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円	10万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10万円	10万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、 DS、ジープ、フィアット、アバルト、ア ルファロメオ	5万円	5万円
フォルクスワーゲン グループジャパン 株式会社	フォルクスワーゲン、アウディ、 ベントレー、ランボルギーニ	/	10万円
メルセデス・ベンツ日本合同会社	メルセデス・ベンツ	/	5万円
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	/	5万円

※なお、上記以外の自動車メーカー・ブランド名の車両について、上乗せ補助の適用はありません。

③ 充電設備・V2H・V2B 充放電設備による助成額の増額

(1) 要件について

充電設備・V2H・V2B 充放電設備(以下設備とする。)による上乗せ助成の要件は以下の通りです。

I. クール・ネット東京が実施する公共用充電設備もしくは充放電設備設置を含む助成事業(以下「該当事業」という。)に[令和6年4月1日以降に申請していること。](#)

⇒ 令和6年度よりクール・ネット東京が実施する設備に係る助成事業は以下の通りです。

(令和6年4月～)

公共用充電設備事業	備考欄
・充電設備普及促進事業(事業用)	※公共用のみ
・充電設備普及促進事業(居住者用)	※公共用のみ
V2H・V2B 充放電設備	備考欄
・ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	-
・戸建住宅における V2H 普及促進事業	令和6年4月1日以降に事前申請申込を行っているものが対象。
・東京ゼロエミ住宅導入促進事業	額確定通知書に V2H の助成内容の記載があるものが対象。

II. 該当事業の申請者と、本助成事業の申請者が一致することまたは両申請者が同一の生計の関係等にあること。ただしリース申請の場合は使用者が一致すること。

⇒ 設備申請における申請者と車検証上の使用者が一致することが要件です。
(設備申請の助成対象者＝本事業の助成対象者)

III. 充放電設備の設置場所にあつては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置もしくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。

IV. 申請の時期は本事業と充放電設備に係る事業における通知書を受領した日によって異なる

(ア)令和6年4月1日以降にクール・ネット東京が実施する設備に係る助成事業に交付申請を行い、設備設置した後行う実績報告後に発行される各事業の額確定通知書を、受領してから30日以内に上乗せ助成申請を行うこと。(交付要綱第7条但し書き)

(イ)既に額確定通知を受領しており、車両が未申請の場合は、第1号様式その2実績報告を車両申請と同時申請すること。ただし、同時申請をしなかった場合でも車両の交付決定通知書受領から30日以内までは実績報告を可能とする。

(ウ)車両の交付申請を行っているが、車両の交付決定通知書は未受領で、設備における額確定通知書を先に受領した場合は、充電設備の額確定通知書受領日から実績報告が可能。ただし、車両の交付決定通知書を受領してから30日以内まで充電設備の上乗せ助成の実績報告を行うこと。

※ケース例

・【ケース1 車両の交付申請済みで、既に充放電設備の額確定通知書を受領している場合】

⇒ 充放電設備の額確定通知書受領日もしくは車両の交付決定通知書の受領日から30日以内までに実績報告申請を行う。

・【ケース2 既に充放電設備の額確定通知書を受領しており、車両の申請が未申請の場合】

⇒ 同時申請若しくは車両の交付決定通知書受領日から30日以内の実績報告を行う。

・【ケース3 車両の交付決定通知書受領済みで、充放電設備の額確定通知書が未受領の場合】

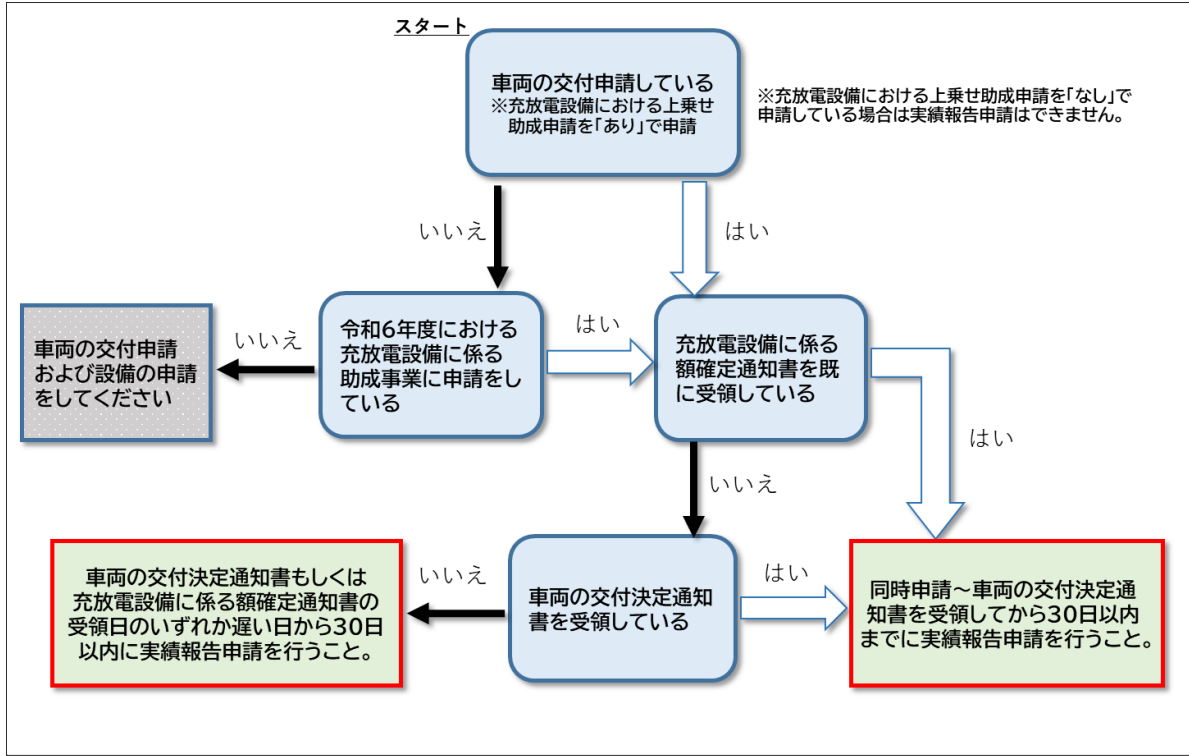
⇒ 充放電設備の額確定通知書を受領してから30日以内の実績報告を行う。

・【ケース4 車両の交付申請済みで、車両の交付決定通知書及び充放電設備の額確定通知書のどちらも未受領の場合】

⇒ 車両の交付決定通知書もしくは充放電設備に係る額確定通知書の受領日のいずれか遅

い日から 30 日以内に実績報告申請を行う。

【フロー図】



～手順～

- ※ 従来通り、本事業の助成可能期間中に車両の交付申請を行ってください。その際、交付申請時に「上乗せ助成申請を行う」として申請してください。(車両申請と上乗せ助成申請の同時申請の場合でも「上乗せ助成申請を行う」にチェックを入れてください)
- ※ 交付申請時にチェックもしくはオンライン申請時に「有」を選択しなければ、設備による上乗せ助成申請は出来ません。また交付決定後の変更は不可です。ご注意の上、ご申請ください。

■ 郵送申請時

第1号様式(第7条関係)その1 【共通】

3 自動車販売店担当者(購入の場合のみ入力。リースの場合は不要)

郵便番号	-
住所	
会社名	
店舗名・部署	
フリガナ	
氏名	
電話番号	-
メールアドレス	

不備の連絡は、領収書等の脱税(者)に行います。脱税店担当者い。

自動車販売店担当者が、

交付申請時に公共用充電設備またはV2H・V2B充放電設備設置による上乗せ助成金申請を予定している方は「あり」を選択して申請すること。

4 申請車両・申請金額

メーカー名			
車名・グレード			
車両区分	給電機能	充電設備申請	あり
型式			
車台番号	初度登録日(西暦)		
登録番号(ナンバー)	自家用/事業用		
自動車の種別・用途	CEV一覧記載定価		
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
使用者の氏名又は名称	使用者区分		
使用の本拠の位置			
助成金額			

以下の要件を初度登録等から継続して満たしているもの

自動車検査証又は軽自動車届出済証中の欄名	通常の購入の場合	リースの場合	割賦販売(※)で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名称	リース貸主の名称	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名称	リース借主の名称	助成対象者と同一名称

- メーカー名・車名・グレードは、国の補助金(CEV補助金)の補助対象車両一覧の記載と完全に一致させてください。
(下記リンク先より、対象車両のメーカー名・車名・グレードをご確認ください)
- 令和5年度初度登録又は初度検査の車両
https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho_meigaragotojougen.pdf
- 令和6年度初度登録又は初度検査の車両
https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R5ho/R5ho_meigaragotojougen_2.pdf
- 2台以上申請する場合は、本紙(申請車両・申請金額(2台目))を追加してください。

■ オンライン申請

車両区分 必須

公共用充電設備またはV2H・V2B充放電設備設置による
上乗せ助成金申請を予定している方は「有」を選択し
て申請すること。

給電機能の有無 必須

購入した車両の内容がわかるもの（注文書など）をご用意の上、一覧表に掲載のグレードに合致する箇所から給電機能の有無をご回答ください。※給電機能は外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能のこと

有

無

登録番号（ナンバー）（車検証） 必須

車検証の情報を入力してください。

1

初度登録日（車検証） 必須

車検証に記載されている初度登録日を西暦で入力してください。

2024

年

8

月

1

日



自動車の種別・用途（車検証） 必須

車検証に記載されている「自動車の種別」「用途」の組み合わせを選択してください。

普通・乗用

(2) 必要書類について

必要書類		補足説明・注意事項
(1)	充電設備等の設置による上乗せ助成金実績報告書 (第1号様式その2) (郵送で申請される場合)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>充電設備等の設置による上乗せ助成金 実績報告書(第1号様式その2)に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。</u> • <u>消えるボールペンなどの記入は不可。</u> • <u>ホッチキス止めは禁止です。</u>
(2)	設備設置に係る助成事業の額確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> • 令和6年度にクール・ネット東京が実施する公共用充電設備もしくは充放電設備導入に係る事業の額確定通知書 • コピー可。
(3)	本事業の助成対象となった車両の交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> • (2)の通知書と(3)の通知書の助成対象者が一致すること。または両申請者が同一の生計の関係等にあること。 • リースの場合はリース使用者が一致すること。 • コピー可。 • V2H・V2B 充放電設備設置における助成事業については使用の本拠の位置と設置住所が同一であること。相違がある場合は、自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に供給されていること。 <p>※車両の交付申請と同時申請の場合は不要</p>
(8)	その他クール・ネット東京が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> • 上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。

記入例

第1号様式(交付申請書)その2

※ホッチキス止め禁止

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 殿

記入日 令和 年 月 日

充電設備等の設置による上乗せ助成 (令和6年度以降に設置申請を行う)

公益財団法人東京都環境公社が定める「シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進に基づき、下記のとおり申請します。

口数については「基数」と「口数」を乗じた数をご記入ください。
例：基数4×口数2=8 ⇒ 「8」を記入
※記載がないものに関しては記入不要です。

記

1 設備導入による申請事業名

対象設備の額確定通知番号	AAA0001	額確定日	2024/4/1
設備導入による申請事業名	<input checked="" type="checkbox"/> 充電設備普及促進事業	口数	8
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅におけるV2H普及促進事業	口数	
	<input type="checkbox"/> 東京ゼロエミ住宅導入促進事業	口数	
	<input type="checkbox"/> ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	口数	

※口数に関して記載がある事業のみ記入。

額確定通知書から転記 関連事業に✓

申請者氏名 または 法人名	カブシキガイシャ クールネットウキョウ 株式会社 クールネット東京		
法人 代表者役職名 (法人のみ)	代表取締役	法人 代表者氏名 (法人のみ)	カブシキ タロウ 東京 太郎
申請者住所	〒 163 - 0817 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)		
	東京都 新宿 区市町村	西新宿2-4-1 (建物名) 新宿NSビル	
メールアドレス	××@××	電話番号	03-×××

設備の助成対象者＝
本事業の助成対象者
と同一が要件です。

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

3 助成金額

A 導入設備	普通充電器		
B 車両助成を申請した事業	シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業		
B-1 上記事業交付決定通知番号	ZSR000	B-2 上記事業交付決定日	2
C-1 助成を受けた車両本体価格(税抜)	1,234,567 円	C-2助成を受けた車両の車台番号	
D 助成対象金額	50,000 円	E 助成金額※	50,000 円

Aは設備の額確定通知書、Bは車両の交付決定通知書から転記。

※高額車両の場合はEのD×0.8の金額となる。

4 対象機器設置場所に関する情報

都内の住所に設置されることを確認するため、設置機器の見積書等に記入のある設置住所と一致していることを確認してください。(V2H・V2Bのみ)

対象機器を 設置した建物の住所	該当する項目に一つチェック(✓)を入れてください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 助成申請者の住所と同じ	<input type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。	
	〒 (都内の住所に限られます。)	
	東京都	区市町村

充電設備において設置住所が違う場合にご記入ください。

5 助成金振込先

金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名
1 1 1 1	東京CNT銀行	1 1 1	東京
預金種別		口座番号(7桁で記入)	
<input checked="" type="checkbox"/>	普通 当座	<input type="checkbox"/>	貯蓄
口座名義人(カタカナ)		1 2 3 4 5 6 7	
カ) ク ー ル ネ ッ ト ト ウ キ ヨ ウ			

車両の助成金を受領した口座をご記入ください。相違する場合、確認をさせていただく場合がございます。

※口座内容の記入ミスにより振込みができないケースが多くあり、
交付が遅れることにつながりますので、必ず通帳等で確認の上記入してください。

第13号様式（第18条関係）

都環公地温第 ×× 号
令和6年 4 月 1 日

(申請者)
住 所 東京都新宿区西新宿2-4-1
名 称 株式会社 クールネット東京
代表者氏名 東京 太郎

充電設備・充放電設備事業における額確定通知書を受領してから30日以内に申請すること。

公益財団法人 東京都環境公社
理事長 東京 次郎

充電設備普及促進事業（事業用）
助成金確定通知書

令和6年●月×日付けで実績報告を受け付けた標記助成金について、充電設備普及促進事業助成金交付要綱（令和4年7月12日付4都環公地温第743号）第18条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので、通知します。

記

口数の基数がある場合は様式その3に記入すること。
複数ある場合は合計値を記入
例；
超急速充電
3基×3口 = 9口
急速充電
2基×2口 = 4口
V2H
1基×1口 = 1口
合計 14口 ⇒様式1その3に「14口」と記入。
※内容が不明の場合、記入不要です。

への充電設備普及促進事業	
AAA00001	交付申請受領日が令和6年4月1日以降であること。
===	円
令和6年4月26日	公共用のみ対象となります。 ※充電設備事業のみ
充放電設備	
公共用	
充電設備1機種目	超急速充電設備 3 基 ・ 3 口
充電設備2機種目	急速充電設備 2 基 ・ 2 口
充電設備3機種目	V2H充放電設備 1 基 ・ 1 口
充電設備4機種目	基 ・ 口
助成対象設備の設置場所の住所	東京都新宿区西新宿2-4-1

※1口につき助成対象車両 1 台について最大10万円を別途申し込むことが可能です。

設置する充電設備	設備の種類(例)	申請可能額
充放電設備	V2B	10万円
公共用充電設備	普通充電設備	5万円
	急速充電設備	10万円

<充電設備等の設置による助成額の増額申請フォーム URL>

<https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/charging-equipment/door>

④ 高額車両における補助額

高額車両(税抜 840 万円以上)については、①から③までの合計額に 0.8 を乗じた額を補助額とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

申請車両の助成金額を確認したい場合は以下の助成金算定ツールを参照ください。

★助成金算定ツール

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

(2) : (「わ」ナンバー以外の電動バイクの場合)

助成金の交付額は、助成対象経費から一般社団法人次世代自動車振興センターが交付する補助金額を減じた額に 5 万円を加えた額とします。ただし、53 万円を上限とします。

車名毎の助成金額の詳細は、HP に掲載の一覧表のとおりです。

★助成対象電動バイク一覧

https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2024/04/11_R6_sharing_bike.pdf

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和6年度受付期限 令和6年12月31日（火曜日）17：00 必着

（2）提出先

◇申請書の送付先

【オンライン申請の場合】

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

【郵送の場合】

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
モビリティチーム 宛

「わ」ナンバー以外の車両及び電動バイクの車両の助成金の交付申請は、事前申請となりますので、助成対象自動車の購入前（購入契約前）に、別に定める申請書類チェックリストに記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに原則オンライン申請又は郵送にて提出してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

- ・原則としてオンライン申請でご申請ください。
- ・インターネットをご利用いただけない場合は、助成金交付申請書の用紙を郵送することも可能です。
- ・FAXによる申請書類の提出は受け付けておりません。

【郵送の場合】

- ・申請様式はA4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・弊社HP掲載の申請書類チェックリストを参照いただき、郵送書類の準備をお願いいたします。
- ・封筒の表に「**シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業 申請書在中**」と赤字記入又はマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しでお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。
- ・押印の必要はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分（※）している場合は、申請できません。
 - ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京にお問い合わせフォーム等でご連絡いただき、申請取り下げを申し出てください。
 - ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。
 - ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。ただし、令和6年4月1日以降初度登録の車両及び電動バイクは処分制限期間以上であること。
- ※ 処分及び処分制限期間については、「5.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピー又は電子ファイルを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。

3.4 リース契約について

リース契約時の申請方法は、車両登録日が令和6年3月31日までの場合と、令和6年4月1日以降の場合で異なります。

(車両登録日が令和6年3月31日までの場合)

リース事業者が申請を行ってください。使用者が助成対象者、車両が助成対象車両の条件に当てはまる必要があります。以下の点に気を付けて申請してください。

- ・ 助成金の交付決定後に、助成対象自動車の購入及びリース契約を行ってください。
- ・ 月々のリース料金から東京都の助成金額相当分以上を差し引いた契約締結を行ってください。(同じくリース料金から差し引くことを義務付けた国補助金やその他の助成金がある場合は、その分の減額も含まれます)
- ・ 助成対象自動車の購入及びリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。
- ・ リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書(第9号様式)の提出が必要です。
- ・ 請者がリース事業者で使用者が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。使用者ごとに申請を分けてください。

(車両登録日が令和6年4月1日以降の場合)

使用者から申請を行ってください。使用者が助成対象者、車両が助成対象車両の条件に当てはまる必要があります。以下の点に気を付けて申請してください。

- ・ 助成金の交付決定後に、助成対象自動車の購入及びリース契約を行ってください。
- ・ 助成金支払先は使用者となります。本補助金を活用する場合は、リース契約時に助成金額を反映せずに契約書を作成してください。
- ・ 充放電設備又は公共用充電設備の導入により、上乗せの申請を希望する場合は、車両の助成金申請時に必ずその旨を申告してください。
- ・ 充電設備導入による上乗せ申請は、車両の申請とは別にご申請頂く必要があります。

4 使用状況報告（交付要綱第9条参照）

4.1 報告時期

申請者は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度（軽自動車及び電動バイクの場合は3か年度）にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等を翌年度6月末までに報告してください。ただし、リース事業者が申請者の場合は、カーシェア事業者又はレンタカー事業者が報告を行うこと。

【使用状況報告書の提出イメージ】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
★交付決定 (8月)				
使用状況 (8月～R4年3月分)	⇒6月末報告			
	使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告		
		使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告	
			使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告

4.2 令和6年度分報告書の提出方法

令和5年度までに「カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業」により助成金の交付を受けた事業者は、令和6年分の使用状況等の報告書については、下表のとおり提出してください。

なお、本年度当該事業による助成金の交付を受けた事業者は、令和7年度からの提出が必要となります（報告期限は翌年度の6月末日の予定）。

提出物	使用状況報告書（第4号様式） （クール・ネット東京のホームページからダウンロード可能）
	該当事業や助成対象車両の貸渡料金がわかるホームページ等の写し
提出方法	オンラインフォーム又は郵送で提出してください。 【オンラインの場合】 下記のURLから提出可能です。 https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/apply-procedure-alias/carsharing-usage-report/door 【郵送の場合】 〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） モビリティチーム 宛
提出期限	令和6年6月28日（金曜日）17:00 必着

※ 使用状況報告書が未提出の場合は、交付要綱違反となり、助成金の全額返納となりますのでご注意ください。

5 変更・処分

5.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります（変更後の事後届出になります）。

①申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）

※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たります。

②申請者の住所変更

③自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書（以下、「自動車検査証等」という。）の記載情報（登録ナンバー等）の変更（継続検査、構造等変更検査、自動車重量税変更等の備考欄記載事項変更は、届出不要です。また、所有者が販売会社及びクレジット会社から、申請者に変更の場合は、届出は必要ありません）

④リース契約に関する変更（同一使用者への再リースなど）

ただし、以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ・助成対象者の「都内」の要件を満たすこと（P 5 参照）
- ・自動車検査証等における「使用の本拠の位置」又は「定置場」が都内であること

軽微な変更に関する届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書
- ・変更後の自動車検査証等の写し
- ・変更が確認できる公的書類の写し 5.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）

(1) 処分の例

助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所（個人事業主の場合は都内事務所）の都外への変更	登記事項証明書等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置及び定置場のみ都外へ変更	自動車検査証等の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	自動車検査証等の変更登録日
その他（※）、本助成金の交付の目的に反する使用 ※使用状況報告書が未提出の場合 ※当該助成車両をレンタカー、カーシェア、レンタルバイク又はバイクシェアリング事業として使用していなかった場合 ※主な利用が都外となる場合 等	個別に公社が指定

(2) 処分制限期間

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間
Z E V (軽自動車を除く)	4年 (48ヶ月)
Z E V (軽自動車)	3年 (36ヶ月)
電動バイク	3年 (36ヶ月)

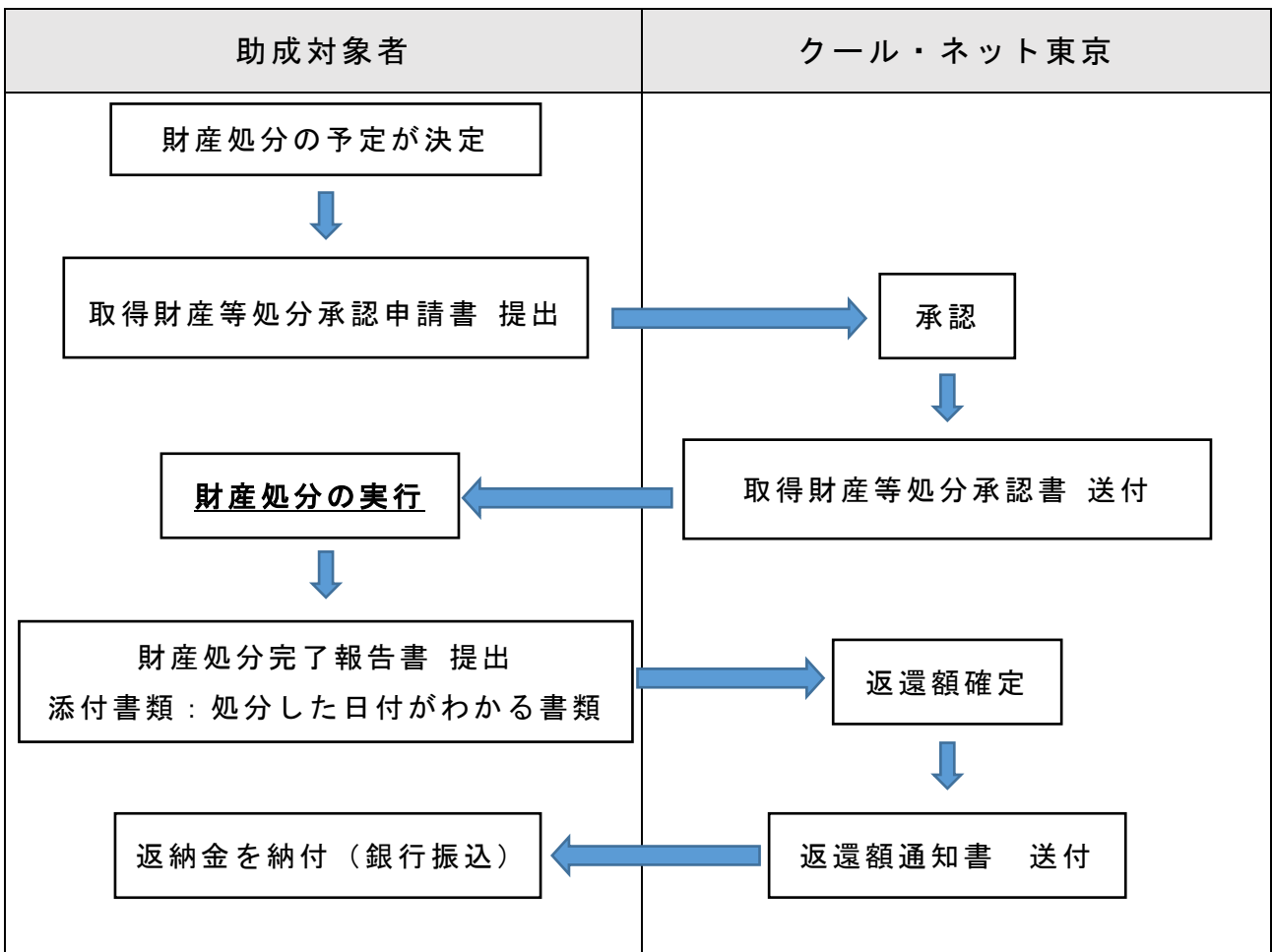
※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

5.3 処分の手続き

(1) 承認申請

交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、以下のフロー図に従い、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。

- ・承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

(2) 返納金

処分制限期間内に車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \quad \text{※千円未満切り捨て}$$

経過期間は、初度登録日から都外移転日又は所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します（本助成金では最長48ヶ月となります）。

(3) 返納金の免除

以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの） ・C E V補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
リース解約によりリース事業者が車両を保管する（リース事業者自	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が助成要件を満たすことの確認書

身が都内等の助成要件を満たす)	
リース使用者変更（新使用者が都内等の助成要件を満たす）	<ul style="list-style-type: none"> ・リース解約・承継が確認できる書類 ・新使用者が助成要件を満たすことの確認書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クール・ネット東京が指定した書類

5.4 その他

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており社会的にその適正な執行が強く求められていることを踏まえ、本手引きに記載のない事項や、疑義が発生した場合は、東京都と協議の上、決定します。

(参考) 関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

○ 関連事業のホームページ

- ・ FCV・EV・PHEV車両（燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

東京都シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業
助成金申請書類作成の手引き
(「わ」ナンバー以外)

□発行・編集

令和6年4月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 17階